

新型コロナウイルス感染症に係る影響により 家計が急変した学生及び保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の学業生活に支障をきたすような重大な影響を受けた世帯の学生に対して、下記のとおり、奨学金等の給付・貸与等の相談・申請窓口を設けています。なお、奨学金等の給付・貸与には、学業成績基準・家計基準・学籍状況・奨学金受給状況・申請期限等の条件があります。

記

【主な奨学金制度】

1. 高等教育の修学支援新制度

(1) 日本学生支援機構 給付奨学金

〔対象〕 住民非課税世帯とそれに準ずる世帯が対象です。

学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料減免による支援を行う制度です。学業成績等に係る基準と家計に係る基準があり、その両方を満たす必要があります。

〔募集〕 在学採用（4月～6月）

〔金額〕 給付奨学金等詳細については、日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「奨学金の制度（給付型）」をご参照ください。

(2) 日本学生支援機構 給付奨学金一家計急変一

〔対象〕 予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得に見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

〔募集〕 随時（原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。）

〔金額〕 給付奨学金等詳細については、日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」をご参照ください。

2. 日本学生支援機構 貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

〔対象〕 家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生

〔募集〕 随時（ただし、家計が急変してから12か月以内に申し込む必要があります。）

〔金額〕 貸与奨学金等詳細については、日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「緊急・採用・応急採用」をご参照ください。

3. その他の奨学金

その他の奨学金については、学生便覧でもお知らせしていますのでご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お問合せください。

【問合せ先】

宮崎学園短期大学 学生支援課
（電話）0985-85-0146